

令和6年第2回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和6年2月26日（月曜日） 午後4時00分開議

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	総 務 課 長	早坂紀美江
企 画 財 政 課 長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	佐野 克彦
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司
産 業 振 興 課 長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
学 校 教 育 課 長	森田祐美子	社 会 教 育 課 長	大沼 善昭
参事兼指導主事	福田 美穂	会 計 管 理 者	亀谷 明美
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 残間 頼

議事日程（第1号）

令和6年2月26日（月曜日）午後4時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第4号 大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

午後4時00分 開 会

議長（高橋浩之君）ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和6年第2回大衡村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君）日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番文屋裕男君、8番 細川運一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君）日程第2会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君）異議なしと認めます。従って会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（高橋浩之君）ここで、村長に招集の挨拶、並びに提案理由の説明を求めます。

村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君）本日ここに令和6年第2回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、公私ともご多用にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。ここに、招集の挨拶並びに、提案理由の説明をさせていただきます。はじめに、昨日能登半島地震の被災地であります、石川県能登町に職員2名を、避難所運営支援として派遣いたしました。期間は3月4日月曜日までとなっております、このうち避難所運営支援として5日間にわたり、活動を行う予定としてございます

また、派遣職員の出発と併せて、企業様からこれまで村に対して、ご寄付をいただきました災害用備蓄品の一部を、支援物資として送り届けております。

次に1月22日から始まりまして、令和6年地区懇談会につきましては、2月22日で14行政区全てが終了したところでございます。今回は地域計画についてと半導体製造工場立地についてと、2つのテーマを設けての懇談会でありましたが、多くの方々にご参加をいただき、貴重なご意見も頂戴し、今後の更なる村政発展に繋げていきたいと感じた次第でございます。議員の皆様にもご参加いただきましたこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上挨拶を申し上げましたが、本臨時会に提案いたしました案件は、1件であります。議案第4号は、大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例で、戸籍法の改正に伴う、交付手数料項目を追加するものであります。以上、議案1件を提案いたしますので、原案通り御可決を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

日程第3 議案第4号 大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君）日程第3 議案第4号 大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君）議案書1ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

大衡村手数料徴収条例の一部を別紙の通り改正する。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。続きまして、説明については新旧対象表にてご説明申し上げます。新旧対象表の1ページをお開き願いたいと思います。大衡村手数料条例の改正でございます。今回につきましては、別表の改正となるものでございます。まず第1項でございます。戸籍法の改正に伴う、いわゆる広域交付の条文の部分で、第120条の2第1項の部分が改正された戸籍法の部分で広域交付でございます。金額については変わりございません。第3項でございます。

これについては戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料で、これが新規になるものでございまして、400円となるものでございます。次のページ3ページをお開き願いたいと思います。4項でございます。

120条の2第1項に基づく除籍証明書の交付手数料、これは広域交付の手数料の部分でございます。金額は変わりございません。6項でございます。戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料、これも新規でござい

ますが、除籍にかかるものでございまして、700円の手数料を徴収するものでございます。次のページ、第7項については、文言の変更の改正でございます。続きまして第120条の6第1項については届出等情報の内容証明書の交付規定の改正でございます。8項でございます。これも第120条6第1項の規定の届け書等の情報内容証明の閲覧に関する事務手数料の部分でございます。次のページでございます。6ページですね、固定資産の公課証明書手数料の関係の部分でございます。語句の修正でございます。一筆増す毎にっていうのを訂正しているものでございます。21項についても同じ語句の訂正でございます。23項も同じでございます。26項も語句の訂正となるものでございます。35項についても、訂正となるものでございます。2つの部分の項が新たに追加されたので項ずれを解消しているものでございます。9ページをお開き願いたいと思います。附則でございます。この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。御可決賜りましたら、早速ホームページ、Twitter、SNS等でその情報をアップして住民の方への周知を図っていきたいというふうに考えている所存でございます。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君）これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川克也君。

4番（小川克也君）戸籍と除籍の証明書が、電子の発行が可能となるわけですが、金額400円700円になった理由と、申請場所はどこで行ったら良いものか、また電子発行ですので、これマイナカードを使って証明発行できるものか、お聞きしたいと思います。

住民生活課長（佐野克彦君）除籍と戸籍の電子証明書提供用識別符号の発行ですので、これについては、近隣市町村ほとんど400円、700円。ほかの県では700円450円とか750円というところもありますけども、ほぼほぼその400円と700円という金額でございましたので、うちの方もそれに倣った形でやっているところでございます。あとは、マイナポータルの関係だったでしょうかね、その関係についてはですね、そちらの方とまるっきり関係はないというかですね、その先ほど申し上げました通り、全協でも申し上げました識別符号というのが来ますので、それを例えば、行政機関、パスポートですとか、例えば法務局の方に本来届けるのができるような形になるということでございますので、その辺のマイナポータルとの関係っていうのは、ないということでのご認識をいただければありがたいと思っております。

議長（高橋浩之君）鈴木和信君。

3番（鈴木和信君）先程附則でですね、この条例は令和6年3月1日から施行するとありますけ

ども、今日26日でございますのでね、もうちょっと早くですね、議会にかけていただくようにですね、お願いをしたいと思います、村長いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 鈴木議員のおっしゃる通りでございます。課長ともですね、きちんと話をしてですね、もっと早めの臨時議会などですね、かけられれば本当に良かったと思うんですけども、このような遅くなったこと、大変申し訳ございませんでした。今後気をつけて参りたいと思います。

議長（高橋浩之君） 他にございませんか。ないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 意義なしと認めます 従って 本案は 原案のとおり 可決されました。

議長（高橋浩之君） 以上持ちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これを持ちまして、令和6年第2回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時18分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員